

# 第 163 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 163 回入札監理小委員会  
議事次第

日 時：平成 23 年 4 月 22 日（金）14:38～17:04  
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）等の審議

- 国営公園運営維持管理業務（国土交通省）
- 防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務（防衛省）
- 政府所有米穀の販売等業務（農林水産省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員

（国土交通省）

都市・地域整備局公園緑地・景観課 小林課長、藤吉公園緑地事業調整官、  
辻野課長補佐

（防衛省）

経理装備局艦船武器課需品室 伊藤室長  
航空幕僚監部総務部 会計課 高橋経理班長  
装備部 補給課 藪田計画班長、荒武補給 1 班長、白川班員  
調達室 山本調達 2 班長

（農林水産省）

総合食料局食糧部食糧貿易課 塩川課長、飯島調整官、西村課長補佐、佐久間指導官、  
楢指導官、笠原係長  
計画課 笠原係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第163回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の「国営公園運営維持管理業務」、防衛省の「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務」、農林水産省の「政府所有米穀の販売等業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

はじめに、「国営公園運営維持管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課小林課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は30分程度でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○小林課長 国土交通省の小林でございます。

それでは、「国営公園運営維持管理業務」につきまして御説明をさせていただきます。

まず、国営公園でございますけれども、前回の市場化テストでも若干御説明いたしましたけれども、初めての先生もおられますので、少しお話をさせていただきます。

都市公園法に基づきまして、国が設置する都市公園がございまして、これを通称「国営公園」と呼んでおります。これには2つのタイプがございまして、法律上、通常は、イ号公園とロ号公園に分けております。イ号公園は、このパワーポイントの1ページ目にも書いてございますとおり、「一の都府県の区域を超えるような広域的な見地から設置する」ということで、各ブロック毎に、都府県の区域を超える広域的な見地から国が設置をしているものでございまして、整備に当たっては、地方の負担金もいただきながら、国が直轄事業としてやっているものでございます。

それから、ロ号公園がございまして、これは国自身が国家的な記念事業として行う公園、あるいは、我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るための公園ということで、国自らの事業として行うということで、これは地方からの負担がない公園でございます。ロ号公園につきましては、公園毎に閣議決定を経て整備を行うという仕組みになっております。

国営公園制度が発足いたしましたしてから、2ページ目に入札契約方式の改善の経緯がまとめてございますけれども、従来は、国が自ら、道路とか河川と違って、直轄の管理組織を持たず、最初からアウトソーシングするというので、国が一部出資しました、財団法人、公益法人に単年度で随意契約をしておりましたけれども、これに競争性を持ち込むということで、平成19年以降、順次競争拡大をし、特にイ号公園について、21年4月の「公共サービス改革基本方針」でも、イ号公園のうちでおおむね整備が終わった2公園、北海道の「滝野すずらん丘陵公園」と東京の「国営東京臨海広域防災公園」の2公園について、民間競争入札ということで、市場化テストを施行いたしております。

それを踏まえまして、平成22年7月の同じく「基本方針」におきまして、今後、イ号・ロ号ともにすべての国営公園の維持管理業務について、この民間競争を導入することが決定され、今回の24年度からの業務について御審議をいただくというようなことでございます。

なお、冒頭申し上げましたとおり、今までは、国営公園の業務を単年度で発注しておりましたけれども、これを競争に付するとなると、単年、単年で業務を小割りにしてはなかなかできないということで、19年から3か年の業務をまとめて、予算上でいきますと、国庫債務負担行為の予算を組

みまして、3年ごとに分けて、イ号で言いますと19年、22年ということで発注をしてきておりますし、ロ号については、21年、24年ということで、今回、24年から3か年の業務でございます。

なお、一番下の箱に書いてございますとおり、23年度に民間競争入札ということで、総合評価方式、一般競争入札を行うわけでございますけれども、予算が確定しませんでしたなかなか実施できないということで、3か年の国庫債務負担行為でございますと、予算が決定してから発注するまでの期間が非常に短いということもございまして、23年度の予算の中で、24年度からの3か年の予算を組み、初年度はゼロという予算でございますが、そういう形にすることによって、事前の審査期間、この委託者の選定期間と移行期間を十分とるという措置を今回からとっておりまして、23年度予算（案）に24年度からの国庫債務負担行為を計上させていただいているというようなことでございます。

その次のページに、国営公園管理の大まかな全体像を示したものでございますが、基本的には、国費によりまして、運営維持管理業務を委託契約をお願いをするということでありまして、この委託者を民間競争入札により落札をしていただくということでありまして、国営公園といいましても、通常の小さな自治体の都市公園と違いまして、かなり大規模な公園でございますので、いろいろな業務が複合的に含まれております。これらを一元的な管理方針のもとに業務の総合調整をしていただくということで、後ほど具体的な要項（案）で御説明しますけれども、この運営維持管理業務は、大きく4つに分けて整理をしております。全体の計画立案・マネジメントに関する業務でございます。中身については、ここに書いてあるとおりでございます。それから、企画運営管理に関する業務。これは、イベントとか、催事とか、あるいは利用案内等々の業務でございます。それから、実際の公園施設あるいは設備の維持管理業務。建物の管理業務とか、工作物の管理あるいは清掃といった業務。それから、公園でございますので、植物の管理が大きな要素になっておりまして、この管理業務がございます。それらが委託の部分でございますけれども、これらとあわせて、公園の中にも収益施設がございまして、例えば駐車場とか、売店とか、サイクリングの施設とか、こういったものについては、公園法上の公園施設の設置管理許可という形で行っていただいておりますけれども、これらの業務も含めて一括で、今回事業者を選んでいくというような形をとっております。

なお、従来、有料施設につきましては、都市再生機構（UR）が整備のお金も含めて調達をいたしまして、それを償還していくということで、特定公園施設業務をやっておりましたけれども、これにつきましては、既に19年の「独法の整理合理化方針」の中で、今後30年までに終息をしていく業務だということで、徐々にこの整理を行っております。今回の中では、大規模な沖縄の水族館等の施設は、今回の業務からは外れておりますけれども、それ以外の収益施設については、一括をして、今回の業務として事業者を選んでいくというような形で考えております。

その次のページから、順次、今回の対象のロ号公園5公園の概要を載せておりますが、時間もございませんので、簡単に御説明させていただきます。

まず、埼玉にあります国営武蔵丘陵森林公園でございます。これは、明治百年記念事業という国の記念事業で43年から整備をしております、49年から開園をしております。その次のページがざっと概要でございます。面積304haの公園です。主な施設は、6ページのとおりでございます。利

用者の推移が7ページに載せてございます。90万人弱の入園者に来ていただいている公園でございます。8～9ページに、先ほど申し上げました各業務、企画運営管理とか、施設・設備維持管理、植物管理の具体的な公園のイメージを載せております。

以下、同じような形で、11ページから、国営昭和記念公園でございます。これは立川基地の跡地を活用して、昭和天皇御在位五十年記念事業ということで整備したものでございます。面積180haでございます。全体の平面図12ページ、それから、主な施設が13ページに載せてございます。14ページには、利用者数の推移が載せてございますが、現在、年間380万人ほどの来場者に来ていただいているということでございます。それに係る維持管理業務の中身のイメージの写真が15～16ページに載せております。

それから、3番目が18ページの国営飛鳥歴史公園でございます。奈良県明日香村でございます。明日香村は、我が国の政治・経済の発祥の地でございます。この主要施設を数地区にわたりまして、順次閣議決定を経て、国営公園として整備をしているというものでございます。一番最初が昭和45年から3地区、祝戸、石舞台、甘樫丘がありまして、51年に高松塚の決定が行われています。開園しているのはここまででございます。キトラ古墳地区については、現在整備中でございます。年間118万人という来訪者、21ページに載せてございます。それ以下、22～23ページは、維持管理業務の中身のイメージでございます。

その次に、4番目25ページでございますが、国営吉野ヶ里歴史公園でございます。これは平成4年に佐賀県の吉野ヶ里遺跡の保存・活用ということで閣議決定され、整備してきたものでございまして、面積としては40ha弱。平成13年から開園をしております。26ページがプランでございます。27ページが主要施設。増減はございますけれども、21年度で見ますと、60万弱の来訪者がおいでのになるということでございます。その維持管理業務のイメージを、それぞれ仕様ごとに載せております。

最後に、32ページですが、国営沖縄記念公園でございます。これは、49年にありました海洋博覧会の会場跡の公園ということでございまして、50年に閣議決定をしております。それから、61年になりまして、首里城の復元を行うということで、首里城地区についても整備をしているということでございます。なお、海洋博覧会地区の美ら海水族館という大規模な水族館がございます。あるいは首里城の本体の部分につきましては、これは都市再生機構の借入金で整備したということで、まだ都市再生機構の方でこの管理をしておりますので、今回の業務からは外れているというものでございます。沖縄の来園者は、36ページ、両地区合わせて、年間550万人でございます。沖縄の入込観光客の過半がここを訪れるというような、沖縄観光の目玉になっている施設でございます。以下、38ページ、39ページ、40ページと、維持管理業務のそれぞれの中身のイメージを思い描いていただくために写真を載せております。

以下、要項（案）について、担当の補佐から御説明をさせていただきます。

○辻野課長補佐 それでは、説明させていただきます。課長補佐をしております辻野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明は、まず、5公園共通的な要項として、ひな型の要項を中心に説明したいと思います。その

ための概要版もつくっておりますので、ひな型の概要、ひな型の要項、お手元をお願いいたします。

表紙をめくっていただきますと、ひな型の概要が載っております。こちらとひな型を中心に、どのような内容になっているかというのを、簡単ですが、説明させていただきます。

まず、要項のひな型の概要でございますが、審議スケジュールについては、本日審議を行いまして、スケジュールを後ほど簡単に説明しますが、第2回を5月下旬に行わせていただければと考えているところでございます。

業務の対象項目ですが、公園の運営維持管理業務と収益施設等運営業務でございます。

ひな型の要項の2ページをお開きいただけますでしょうか。2ページの1.1.5で「対象業務の概要」がございます。対象業務の構成でございます。

本業務は、委託契約により、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、その効用を最大限発揮させるべく、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであるものとして、今般の国営公園の維持管理を定義づけているところでございます。

具体的な対象項目は、ひな型の3ページをお開きください。3ページの下の方に、(2)で対象業務の項目がございます。1)で「公園運営維持管理業務」で、委託費により行う業務ということで、4つございます。1つは、「本業務全体の計画立案及びマネジメント業務」で、当該計画立案・マネジメントのほか、入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための業務等ということで位置づけております。②「企画運営管理業務」で、企画広報ということで、行催事の企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整などを行います。もう一つは、公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視という業務を行うことになっております。③ですが、「施設・維持管理業務」で、いわゆる公園施設に関しての維持修繕・保守点検等ございまして、建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備の維持修繕・保守点検等を行う業務でございます。もう一つは、清掃ということで、園内、建物内の清掃を行う業務がございます。その次に、植物管理業務で、草刈り、施肥、灌水、剪定等の業務を行うことになっております。2)で、もう一つは「収益施設等運営業務」で、収益施設の運営業務、いわゆるレストラン・売店等の飲食・物販施設、駐車場等の運営でございます。もう一つは自主事業ということで、臨時に設置・運営する臨時売店等、そういった臨時の飲食・物販等の運営等を行う業務になっているところでございます。

それから、続きまして、こういう業務を今回どういう包括的な質で行うかということで、7ページをお願いいたします。7ページの1.3.で「サービスの質の設定」ございまして、1.3.1「包括的な質の設定」がございます。5公園共通的な包括的な質として、この4つの主要事項を今回設けさせていただきます。基本的な方針としては、「本業務を通して、公園の理念を多くの公園利

用者が実感できるような公園利用を可能とする」ということで、主要事項は4つございます。

1つ目は「公園利用者数の確保」で、達成すべき質は「本公園の年間及び四半期ごとの公園利用者数」ということで、具体的には、平成20～22年度の実績平均値以上で、通年の入園者数、それから、四半期ごとの入園者数を設けることにしております。前回の滝野では、これは通年の数字のみだったのですが、今回、四半期ごとを設けております。これは、当然年間を通して来ていただきたいのもありますが、四季折々公園へ満遍なく来ていただいて、満足度を高めていただくということで、四半期ごとの目標を今回設定させていただいております。

2番目ですが、「利用者の満足度の向上」も、同じく年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「非常に満足」又は「満足」。これは公園ごとに、最大級の指標が「非常に満足」か「満足」かに分かりますので、その回答比率の平均値で、こちらも22年度及び23年度の実績以上で設定しているところでございます。これも同じく通年と四半期ごととなっております。

3番目、4番目。これは前回とおおむね変わっておりませんが、「情報受発信の充実」で、情報受発信に関しては2つございます。1つ目は「マスコミによる報道件数」で、平成20年度～22年度の実績の平均値以上で、ここに公園ごとに数値を記載して、それ以上の包括的な質として定める。もう一つは「ホームページの総アクセス件数」で、同じく3か年の平均値以上に定めているところでございます。

最後に「多様な利用プログラムの提供」で、利用プログラム。利用プログラムは、公園ごとに少しずつ変わっておりますので、ここは公園ごとの特性に応じて具体的な内容を記載しつつ、利用プログラムの開催回数、参加人数を22年度実績値と同程度以上ということで、包括的な質として定めています。

このほか、後ほど事例を紹介しますが、公園ごとに、さらに、追加的に、包括的な質を定める場合もありますが、これを共通的な包括的な質として定めているところでございます。

同じ7ページの1.3.2で「個別業務の質の設定」がございまして。こちらは、必要最低限の達成すべき質として定めていますが、いわゆる定性的な記載でございまして。こちらの説明は省略させていただきます。

続きまして、概要で「モニタリング」とございまして。こちらは10ページでございまして。1.3.4で「モニタリング方法」と記載しております。

各〇〇地方整備局において、その実施状況を確認するために、モニタリング調査を以下のとおり実施するというので、先ほど説明しました基本的な包括的な質4つ、プラス個別業務の質の確保について、それぞれモニタリングを行います。モニタリング方法は、基本は管理月報。これは受託者に提出させるものですが、管理月報により確認しますが、利用者の満足度においては、地方整備局の方でアンケート調査を年4回以上行いまして、満足度を確認するとしているところでございます。

続きまして、「委託費の支払い方法」で、同じ10ページの1.3.5にございまして。「運営維持管理業務」の支払い方法ということで、まずa)として、事業者は、提出した業務計画書に基づきまして、達成すべき質の確保に努めるとともに、個別業務の質の最低水準を確保しなければならないと定めつつ、

b)において、各地方整備局は、この上記の履行内容を確認しまして、検査した上で、会計年度を基準として、四半期ごとに委託費を支払うとしていただいております。ただし、下から3行目ですが、検査の結果、質及び最低水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善の指示を行うこととし、事業者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとするということで、これは、前回、滝野・有明でも記載した内容で、確認をしていくことになっています。もう一つ、支払方法としては、d)がございまして、会計法、予決令に基づきまして、協議が整った場合には、事業者は委託費の概算払を四半期ごとに請求できます。ただ、こちらと同じく、質の確認をしまして、達成できていない場合は業務改善書を提出させることは、同じ対応を図ることになっているところでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。実施期間を定めております。先ほど説明いたしましたが、平成24年度から3か年の業務として、実施期間は、24年4月1日～27年3月31日までとしているところでございます。

続きまして、16ページの入札参加資格に関する事項でございます。3.1.「入札参加資格について」でございます。この16ページに書いている内容でございますが、前回、滝野・有明で御審議いただきまして決まったこの内容ですが、前回とほぼ同様でございまして、同じ内容になってございます。

続きまして、企業、配置予定者の業務実績に関する要件でございます。17ページ、18ページお願いいたします。18ページに具体的に表にして定めておりまして、表7でございます。今回、業務を説明しましたが、①～⑤の業務をおおむね考えておりまして、その業務、いずれも業務実績でございますが、過去（13年以降）に完了した延べ12か月以上の業務、又は、現在、申請提出時において延べ12か月の継続する予定の業務を1件以上の実績を有していること。ということで、あとは、具体的に、それぞれの業務ごとに1)、2)の実績があるということで、1)で、都市公園の種別として、地区公園、特殊公園、総合公園以上ということで、国営公園も含めてこれらの公園、もしくはレクリエーション施設、または観光・商業施設で、花や遊具等を含む園地管理を行っている施設ということ、企業の業務実績に関する要件として定めているところでございます。

続きまして、配置予定技術者。そのまま1枚めくっていただいて20～21ページでございます。こちらの配置予定技術者、同じく5つの業務に分けておりますが、同種の場合、1)としては、総合公園以上、2)として、レクリエーション施設、または観光・商業施設で、花や遊具等を含む2ha以上の園地管理を行っている施設で、同じ1年以上の業務の実績を有してございまして。あとは、ア)とイ)とウ)及びエ)とオ)ということで、例えばマネジメント業務ですと、延べ2年以上の総括責任者の経験、あるいは、延べ3年以上の業務責任者の経験とか、あるいは個別の②～⑤ですと、延べ2年以上の業務責任者の経験、延べ3年以上の業務経験としているところでございます。

もしくは、類似業務として、都市公園の種別として、地区公園、特殊公園というやや小さい公園でございます。あるいは、レクリエーション又は観光・商業施設で、通常の花を含む園地管理を行っている施設に関しまして、21ページでございまして、こちらは、②～⑤ですと、延べ3年以上の業務責任者の経験、もしくは延べ4年以上の業務経験ということで、こちらの配置予定者に関して



は、こちらの要件を定めております。なお、こちらに関しては、前回の滝野・有明と同様と、今のところさせていただいているところでございます。

それから、続きまして、入札スケジュールとして23ページでございます。今日の審議が終わりまして、4月から5月にかけてパブコメをやらせていただきたいと思っております。その後、入札公告を6月に行いまして、その他、途中、いろいろ手続がございますが、可能であれば、入札を11月上旬に、契約を1月上旬に行いまして、4月から業務開始したいと思います。これは、前回、滝野の時よりは、スケジュールが少し早まっております。これは引継をしっかりとやっていただくことが公園の質を高めるために重要であろうということで、引継期間を設けるために、2～3か月手続を前倒して実施するというスケジュールを組んでおります。それ以外は、提出に少し余裕を持たせた形で、今のところ考えているところでございますが、スケジュールはおおむね以上でございます。

それから、最後に、落札者をどう評価するかということでございまして、28ページをお願いいたします。まだ財務省と協議中の事項もございまして、おおむねこの案で行きたいということで説明させていただきます。まず、事業者決定に当たっての質の評価項目は、5.1.1「基礎項目審査」と5.1.2「加点項目審査」でございます。基礎項目審査は、50点で、1つでも満たしていない場合は失格。加点項目は、合計160点でございます。具体性・実現性がある、効果的なものであるか、あるいは妥当性かというところを総合的に審査して、得点を付与いたします。

次のページ、29ページをお願いいたします。「標準評価項目及び得点配分」で、5公園共通の評価項目でございます。①として「基礎項目審査」が実施体制、2)業務に対する認識、3)で現行基準レベルの質の確保の実態を基礎項目としております。「加点項目審査」ですが、1)の公園利用者数の確保、2)公園利用者数の増加、3)利用者満足度の向上、4)地域特性を生かした植物管理、5)公園特性及び資源、施設を生かした運営管理、6)多様な利用プログラムの提供、7)情報受発信の充実、8)地域との連携活動・市民との協働活動、9)公園利用者等の安全を確保する管理手法、10)緊急時及び非常時の対応、11)が自主事業の提案、12)が収益施設の運営に関する提案でございます。最後に、改善提案として、こちらも加点項目として、5公園共通の項目として、今回整理をさせていただきまして、160点満点としているところでございます。

その評価方法でございますが、31ページでございます。31ページの5.2.1でございますが、入札参加者は、「価格」及び「企画書」をもって入札しまして、総合的に評価を行います。その評価方法でございますが、現在、財務省と協議中でございますが、前回同様、加算方式で行わせていただければと思っております。価格評価点と技術評価点の加算方式でございます。技術評価点は60点満点、価格評価点は30点満点とさせていただければと思っております。

ひな型最後でございますが、34ページ、情報開示の状況でございますが、「別紙〇〇～〇〇のとおり」と書いております。説明は割愛いたしますが、皆様のお手元にありますが、従来の実施状況に関する情報の開示として、こちらをそれぞれ別紙に添付しているところでございます。具体例をもって、後ほど、どのようなことが書いてあるかを少しだけ説明いたしたいと思っております。こういったことを5公園共通事項として、ひな型の要項を作成しました。

具体的に、先ほどのひな型のところに〇〇とか書いてあった項目がいろいろありますが、それが

各公園ではどうなっているかということで、事例をもって説明したいと思います。

武蔵丘陵森林公園の実施要項（案）をお手元にお願ひできますでしょうか。ここに書いてあります赤字がひな型から変わっている部分ということで御理解いただければと思います。そちらを中心に、ポイントを絞って説明させていただきます。まず、1ページを開いていただけますでしょうか。こちらが対象施設、対象業務の概要ということで、主な対象施設、こちらが赤字でずらっと書いてありますが、これが公園ごとにそれぞれ記載が変わっているところがございます。同じく3ページを開いていただきますと、「施設目的」というところが、それぞれ公園の特色に応じてそれぞれ書き分けられているところがございます。4ページ以降、あと大半は、関東とか、武蔵丘陵森林公園とか、そういったところが個別の公園ごとに記載が変わっているところがございます。

その中で、武蔵丘陵森林公園で御紹介しますと、7ページをお願いいたします。7ページの1.2.2「企画運営管理業務」で、武蔵丘陵公園には、都市緑化植物園という施設がございます。その都市緑化植物園について、「楽しみながら効果的に都市緑化について学べるよう管理を行うこと並びに都市緑化推進のための普及啓発に関する業務を行う」ということで、具体的には、共通仕様書、個別仕様書の中で記載をしているところがございます。

それから、8ページでございますが、1.2.4「植物管理業務」の冒頭に赤字で書いてありますが、武蔵丘陵森林公園、里山風景の中での公園の管理でございますので、「公園利用者に対して四季折々変化する里山の緑・花や紅葉等の鑑賞による人間性回復の場を提供する」といったところを目的として記載しているところがございます。

それから、9ページをお願いいたします。包括的な質でございますが、先ほど説明した主要4項目は変わっておりませんが、例えば「利用者の満足度の向上」で、都市緑化植物園における満足度もここであわせて聞くと、包括的な質として定めているところがございます。それから、もう一つ、指定する収益施設は、下記にございますが、レストラン、サイクルセンターでございますが、公園の満足度を高める上で非常に重要な施設ということで、こちらの施設に関しても、満足度を質として定める。

それから、多様な利用プログラムでございますが、武蔵丘陵森林公園では、環境学習プログラム及びガイドツアーを積極的にやっております、こちらの利用プログラムの昨年度実績以上ということで定めているところがございます。

最後に、37ページでございますが、先ほど言いました情報開示に関する事項ということで、「別紙-11～46」ということで、こちらに「別紙」というインデックスが貼ってありますが、「別紙」を開いていただきますと、実施要項に関する目次があります。そちらに、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、別紙11～別紙46まで記載がございます、従来の実施状況に関する情報の開示から始まりまして、どういった施設があるとか、どういう物品があるとか、あるいは利用状況とか、そういった過去の実績が、過去3年分とか、そういったことが記載されているところがございます。説明は割愛させていただきたいと思います。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明の実施要項（案）につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。  
○逢見副主査 ひな型に沿って質問をさせていただきます。

1つは費用負担のところでございます。対象業務の中で、3ページですか、委託費によって行う業務、それから、独立採算によって行う業務がございますけれども、中を見ると、いろいろな体験学習とかガイドツアーとか何かがありますけれども、そういうものもすべてこの2つに全部区分できるということで理解してよろしいのでしょうか。

○辻野課長補佐 そのとおりでございます。

○逢見副主査 実費を徴収するようなものはないのでしょうか。

○辻野課長補佐 ございます。なお、委託費でやるイベントもございますれば、実費、つまり材料代等をお客様からいただいてイベントを展開するものがございます。そちらについても、別紙の方でこういった実績があるということで御紹介させていただいていますし、そちらの記載に関しては、例えばひな型の5ページを開いていただけますでしょうか。1.2.2で「企画運営管理業務」で、業務内容のところ、利用促進のための行催事（材料代等実費公園利用者から徴収すること等ができるものも含む）ということで、こちらで規定しております、こういったイベントもできるということで規定しているところがございます。

○逢見副主査 はい、わかりました。

これで言うと、行催事はすべて委託費によって行う業務と整理されたわけですね。

○辻野課長補佐 はい。基本的には、委託費で行うものとして整理をしております。ただ、一方で、自主財源、つまり独立採算の費用で行う行催事もございますが、そちらは基本的に収益施設等運営業務の中に包含されていまして、基本的には、主たるものは委託費で行うイベントでございまして、そのほか、受託者の自主財源で行うイベントもございます。

○小林課長 今のは、6ページの収益施設等運営業務のところ、独立採算により行う行催事等、自主事業を行うことができるというようなことで、こういうことによって全体の利用者数を上げていただくとかそういうことも期待しております。

○逢見副主査 わかりました。

それから、7ページの「サービスの質の設定」の中で、例えば多様な利用プログラムの提供等について、平成22年の実績値と同程度以上という書き方がされています。この開催回数参加人数を同程度以上というふうに質を設定しているという、その意味はどんなところなのでしょうか。

○辻野課長補佐 こちらは、実は滝野・有明のときは、前は「実績値以上」とさせていただいたのですが、受託者あるいは応募者の創意工夫を利用プログラム等でよりいかに上では、「同程度以上」としまして、開催回数、人数は、一応目安は示しつつ、「同程度」つまり質として一緒であれば、そういう包括的な質として達成したと見なして、より創意工夫を生かしていただければという趣旨で、このような記載をしているところがございます。

○小林課長 回数だけではないということですね。

○辻野課長補佐 そうです。回数だけではないということです。

○逢見副主査 要するに、中身も判断すると。

○辻野課長補佐 はい。

○逢見副主査 ロ号公園がそもそも我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図ることを目的に設置されているということですので、その管理する中には、特別な技能を求められるとかそういうものがあるのではないかと思います、それを委託されたときに、業務実施が担保できるのかという点についてはいかがでしょうか。

○辻野課長補佐 基本的には、園地管理あるいは利用者サービスということで、基本は、どの公園も共通的でございます。ただし、先生のおっしゃるとおり、公園ごとに特殊性があって、特に歴史公園あたりは、ほかの公園にはない事例がございます。例えば吉野ヶ里歴史公園の要項（案）を見ていただきたいと思います。

別紙の87ページです。右下に87と書いてあるところです。これは、施設・設備の管理の一つでございますが、北墳丘墓の遺構管理がございます。これは史跡の一つでございます、この出た遺跡に覆屋をかけて保存をして、見ていただくような施設になっておりますが、こういったほかの公園にはちょっとない日常点検を行いまして、何かあった場合には処置をするということがありますが、こちらは一応マニュアル等を定めておりまして、「別添」の162ページです。先ほどの「北墳丘墓遺構管理マニュアル」を定めておりまして。こちらで、いわば国の事務所の方でマニュアルを定めまして、点検項目とか、対応する場合の方針とか、あるいは、日常点検の点検表とか、そういった基本的なことを定めまして、受託者が仮にかわったとしても、これに従って、ほかの公園にはない施設ではございますが、管理はとどこおりなくできるよう、「別紙」「別添」をこのような形で充実しているところでございます。

○小林課長 今回は、これに限らず、今まで明文化されなかったいろいろな業務について、現場でもう一回発注者と受注者側の役割分担を整理するとともに、具体的な作業を文章化し、マニュアル化するという作業をこの間に相当してまいりまして、まだ十分ではありませんけれども、こういうもので動かしながら、今後、様子を見ていきたいと思っております。

なお、文化財そのものにつきましては、文化財保護法に基づいて、例えば高松塚とか、古墳そのものは文化財としての管理をやっておりますので、その周辺の公園の管理をアウトソーシングしていくというような考え方でございます。

○逢見副主査 はい、わかりました。

その一方で、今度は、競争性が確保できるかという問題がありますね。

○小林課長 そうですね。

○逢見副主査 そこはどうですか。

○小林課長 そういう意味で言うと、今回のマニュアルも、担当から申し上げましたとおり、どういう事業者が入っても、それはできるような作業ということで整理をしていっているつもりでございます。

○逢見副主査 私からは、以上です。

○加藤専門委員 加藤と申します。よろしく申し上げます。

情報開示の内容としまして、例えばコストの開示ですね。それはどの程度詳細に開示がなされる

ものなのか。例えば独立採算で行う行為につきまして、土地の使用料とか、施設の使用料とか、その開示がなされるか。あるいは委託業務で行う場合の人がどのくらい今までかかっている、人件費はどうか。あるいはその他の諸経費ですね。そういったことについての開示の詳細、それについて教えてください。

○辻野課長補佐 それでは、武蔵に戻りますが、武蔵を例にちょっと説明したいと思います。

独立採算の話がありましたので、そちらから説明しますが、武蔵丘陵森林公園の「別紙」の117ページをお願いいたします。土地使用料はどれぐらいかかるかということで、一応算定しております、目安として、月566万ぐらいの使用料を支払っていただく。それぞれ個別の施設ごとの目安が、次の118ページに書いているところがございます。では、実際どういうふうな実績があったかということに関してですが、例えばお客様の数とか、業務の実施状況ということで、「別紙」の184ページをお願いいたします。これは精算報告書ということで、平成20年、21年、22年ずらっと並んでいますが、維持管理業務、今回の委託管理を行う業務に関しての過去の実績の精算がここに掲げておまして、こういった費用で実際行いましたということ。それから、187ページ。例えばお客様はどれぐらい入ったかということで、187、「別紙」の次のページですが、188、189ということで、お客様がどれだけ来ていただいたかということで、記載をしているところがございます。

それから、売上の話がございました。売上に関しては、「別紙」の511ページをお願いいたします。過年度の収益施設の運営状況がございまして、売上でございまして、固定的収益施設として、レストラン、売店、駐車場、サイクリング施設、こちらの3か年の売上を、ここで目安として示しているところがございます。次のページには、臨時収益施設として、臨時売店等を設置した場合がございまして、そちらの場合の売上等もここに記載しているところがございます。そのほか、先ほども申し上げましたが、過去のイベントの実績一覧とか、あるいは修繕ですね。こういった修繕でどれぐらいのお金を使ったかということも、すべて「別紙」で整理しておりますので、基本的には、どのような業務内容だったかというのが、まず、ここで基礎的なものはわかるかと思っております。

以上でございます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

「別紙」の184ですね。今拝見しました。184のところ、例えばこれの詳細な内訳、人工×人件費単価と言ったらいいのでしょうか。そういったものはどこかに添付されているのでしょうか。

○辻野課長補佐 この「別紙」にはありません。基本的に、過去にどれだけ経費があったかということを書いています。ただし、基本的には、当然この要項だけではなく、入札公告が行われました後、現場で、さらに詳細な資料等も含めて開示する予定でございまして、その中で、より詳細な、過去にどういうふうに維持管理を行ったかというのを明示するとともに、想定している管理数量ですね。それは例えば人数とか、あるいは芝生管理の面積はどれぐらいかとか、そういったものも、想定される数量を入札公告時には提示する予定にしておりますので、それで応募者は把握できるかというふうに理解しております。

○加藤専門委員 はい、了解しました。

もう一点よろしいですか。行催事で、例えば行ってはいけない行為、危険を伴う行為、例えば花

火とか。花火がいいかどうかは別にしまして、そういった危険を伴う行為等の規制で、それはどこかに開示はされているのでしょうか。

○辻野課長補佐 ひな型の14ページを見ていただけますか。

実際には、イベントとして、国営公園で花火をやっている事例もございます。今、我々としては、14ページの「広報・行催事経費について」ということで、こういうふうの開示してございます。

広報・行催事経費の委託費への支出にあたっては、国営〇〇〇〇公園の設置趣旨を踏まえ、公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に係わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要な経費に限るものとする。

ということで、例えばあまり華美なものをやるのはどうなのかとか、あるいは、あまり商売に走るような、うまく言えませんが、国営公園を使って、ちょっといい例ではないかもしれませんが、キャラクターを使用したり、それを委託費でやるとか、そういったものはどうかということで一応明記しまして。あとは、これをもとに、受託者の創意工夫の中で、国側とよく相談しながらやっていただければと思っております。

○加藤専門委員 はい、ありがとうございます。

私から、もう一点だけ。

独立採算で行うものにつきまして、定期的にその帳簿を、収益・支出をあらわした帳簿を要求されるかどうか。私ちょっと見落としてしまっているかもしれませんが、要求されるかどうか。及び、その要求をされるのであれば、その目的、必要性について教えてください。

○辻野課長補佐 そちらの記載もございまして、ひな型の3ページをお願いいたします。ひな型の3ページの上から4行目です。

「また、委託費で行う事業と独立採算で行う収益施設等運營業務の経理状況に関する帳簿類は分けて整理し、年度終了毎に決算書類を提出することとする。」

ということでお願いしています。これは、いわゆる土地の使用料を、基本的には不動産鑑定をとってやろうとしております。その場合には、こういった収益施設の経理状況が重要な情報になりますので、ある年度の受託者がやったものを、翌年度の次のこの同じように市場化テストにかけるときに、使用料に反映させて、適切な運営を執行していくという形でやろうと思っておりますので、こういった形で情報をいただくことをお願いする予定でございます。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

その場合には、会計監査は、そこまでは要求しないという、そういう理解でよろしいですか。

○辻野課長補佐 はい、そのとおりでございます。

○小林副主査 今の関連で言うと、新規参入される方に非常に参考になるのは、どのぐらいの作業量があるかということだと思っております。だから、人工とかに今までどれぐらいかかったのかということの情報は、非常に重要な開示情報であると思えます。

それから、「従来の実施状況に関する情報の開示」のところの経費、委託費の定額部分の詳しい説明が、先ほど御説明があった「別紙」の184とかそういう精算報告書なんですよ。この精算報告書については、結局は、予定経費としての支出額は、ボトムラインは全く同じになっているので

すけれども、それぞれ、芝生管理に幾らかかりました、差額はこれでしたといったところ、これはどういう報告形態を求めているのですか。

○辻野課長補佐 回答の趣旨がちょっと異なるかもしれませんが、一応この管理業務に関しては、様式は今すぐ提示できませんが、基本的には、管理月報、四半期報という形で、日々の業務をどうしたかという報告を求めます。そのほかで、どれだけ費用を計上したかというところを確認することになっておりまして、それをもって、概算払等、手続を行うことになっております。そういったものの積み上げが、この精算報告という形でなされておりました。基本的に求めるのは、管理月報、四半期報という形で求めることになっております。この最後の精算報告に関しては、一応最終年度、単年度毎に、ちゃんと履行されているかどうか検査を行いますので、そのときに、この精算報告とともに、どういった業務を実施したかというのを求める予定になっております。

○小林副主査 何かいろいろ出入りがあるけれども、結局、最終的なボトムラインが一緒になっているというのは、会計的には非常に奇妙なんです。

○加藤専門委員 はい、私もそう思います。

○小林副主査 ただ、バジェットがあつて、そのバジェットを100%執行しましたというのは、何か工夫がないのかなと。つまり、創意工夫を求める仕組みなので、効率的にやったら、その部分、例えばこの方がやって、効率的な業務をやったことなんですね。だから、そのバジェットを全部使ってもいいのですけれども、その部分、使いの超した分、例えばインセンティブにするとか、つまり、予算執行を全部しましたよという、そういう報告書を出すことが、創意工夫を引き出すことにどういう意味合いがあるのか、インパクトがあるのかということなんですね。そこはちょっと奇妙な感じはいたしますので、何か工夫があるかもしれないという気はします。それはちょっと難しいので。

○小林課長 実は、前回の2公園のときにも、小林副主査から、インセンティブがあつて、いい管理をしたらボーナスが行くとか、何かそんなことができないかという宿題はいただいて、いろいろ議論はしているのですが、一方で、出来高に応じて国費を適正に支出するという、それを最終的には国として我々が会計検査のチェックを受けるといような構造となっており、しかも、基本的に、目標とする満足度とかいうのはあるのですが、満足度を即金額に換算するのが、これはまた、なかなか難しい部分もございまして。今回、いろいろ努力する中で、こんな形になっているというのが現状でございまして。

あと、表現の仕方として、確かに予算の執行状況をどういうふうに整理するかというのはあると思います。

○小林副主査 あと、もう一つは、質のところ、利用者数の実績がベンチマークになっていますね。その書き方のところで、年間及び四半期ごとの公園利用者数で、平成20年度～22年度の実績平均値以上。だから、これは四半期毎にも平均値を出すということですか。

○辻野課長補佐 そのとおりでございます。

○小林副主査 わかりました。

四半期毎の平均値を出すのは、つまり、公園だから、毎年例えば気象条件とかいろいろな要因に

よって変動があると思うのですけれども、それを四半期毎の平均値をベンチマークにするのは、年間だったらまだわかるのですけれども、細かく切ったところではどうなんですかね。

○辻野課長補佐 先生がおっしゃられるとおり、天候に左右される部分がありますので、そういった部分での単に質が達成できなかったのは、それは我々も考慮しないといけません、今回こういうふうにしたのは、例えば昭和記念公園でも武蔵でもそうですが、ハイシーズンになると、ハイシーズンでかなりお客さんが来て、むしろ、ハイシーズンでないところにもお客さんによく来てほしい、トータルでお客さんに満足してほしいというねらいもあります。ハイシーズンにお客様を呼ぶのはある程度簡単かもしれないのですが、ただ、そうすると、お客様はいっぱいになって、逆に混乱して満足度を下げる可能性もありますので、そこは、公園運営上バランスよくやってほしいという意図を持って、このような数値を設定しています。ただ、天候のリスクは、当然、我々もよく理解した上で、ここは評価していくことになるかと思えます。

○小林副主査 いかがでしょうか。

○加藤専門委員 結構です。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、「国営公園運営維持管理業務」の実施要項（案）についての審議は、これまでとさせていただきます。事務局から、何か確認すべきことはありますか。

○事務局 確認事項は特段ございませんけれども、国土交通省からお申し出ありましたとおり、本件、速やかにパブコメ手続に進んでいただきまして、第2回の御審議につなげたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○小林副主査 パブコメをやっていただいて、速やかにということでもよろしいかと思えます。

それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、国土交通省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定のパブリックコメントの結果を踏まえて、引き続き御検討いただけますようお願いいたします。

委員の先生方も、本日質問できなかった事項等がありましたら、事務局にお寄せいただきたいと思えます。事務局で整理していただきたいと思えますので、よろしくようお願いいたします。本日はありがとうございます。

（国土交通省退室、防衛庁入室）

○小林副主査 それでは、続きまして、「防衛省・航空自衛隊事務用品調達業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思えます。

本実施要項（案）につきましては、1月25日に開催しました第159回入札監理小委員会において、おおむね審議を終了したところですが、その後、実施要項（案）の修正が必要になったとのことで、本日改めて審議を行いたいと思えます。それでは、防衛省経理装備局艦船武器課需品室伊藤室長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）の修正点等について御説明をお願いしたいと思います。

なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○伊藤室長 それでは、本日、また御審議の時間をいただきまして、ありがとうございます。防衛



省艦船武器課の伊藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、私の方から、実施要項（案）の変更に至りました経緯等を御説明させていただいた後、航空自衛隊の方から、主な変更点について御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本事業につきましては、これまで2度小委員会を開催させていただきまして、御審議いただいたところでございますが、その間、財務省との間で、総合評価落札方式についての協議につきまして、並行的に行っていたところでございます。その後、財務省より、正式に、本件については、総合評価落札方式の適用を認めることは難しいという回答を得たところでございます。

私どもといたしましては、この事業が、公共サービス改革基本方針において選定されているものでありますし、また、第1補給処に係ります談合事案、これの改善措置の1つということで、事業の実施はやはり不可欠であると考えておりますので、内閣府さんといろいろ調整をさせていただいたところでございます。その調整の結果、暫定的な措置といたしまして、加算点を評価しない方式を採用することとさせていただいたものでございます。この方式におきましても、これまでの価格競争と比較しまして、本事業の適切な実施に必要な民間の技術力を一定程度評価できると考えておるところでございます。また、公共サービス改革法の理念ということで、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることもございます。それを踏まえまして、事業期間中に、民間事業者の創意工夫を反映させるような評価項目の検討につきましても、引き続き行っていきたい。また、今後の評価基準に反映させるように、我々としても努力をしていきたいと考えているところでございます。

これから御審議いただきます実施要項（案）につきましては、前回のパブリックコメントの内容を、2回目の委員会で反映させていただきましたので、主な変更点につきましては、加算点の項目を削除した部分でございますので、新たなパブリックコメントについては、省略させていただきたいと考えているところでございます。ただ、民間事業者からの質問に対しましては、入札説明及び入札公告後に受け付けることによりまして、きちんと対応をしていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。引き続きまして、航空自衛隊から、細部について御説明をさせていただきたいと思ひます。

○白川計画班員　それでは、航空幕僚監部から、実施要項（案）の主な変更箇所につきまして、お手元に配付しました実施要項（案）の見え消し版を使って説明させていただきます。

この資料の中の二重取消線で消している部分が、前回からの修正事項、また、下線を引いている文字につきましては、追加した事項となっております。

それでは、まず、1ページ目2項3号「事務用品の対象品目」について。これは、対象期間の変更に伴う所要数量の削減等によりまして、品目数を、412品目に変更しております。

続いて、5ページ目、4項6号、業務確認書の提出については、提出書類については、別の項でとりまとめしておりますので、そこでの記述が適切なことから、8ページの提出書類の項に移動しております。

続いて、6ページ目、5項1号の入札に係るスケジュールについてですが、政府調達時に必要となる官報公示を削除しております。これは、品目の見直しに伴い、新たに追加した什器については、納品に当たり、立入制限区域での組立設置の作業が必要なことから、国家の安全保障の観点を踏まえまして、本事業を政府調達の対象外としたためであります。なお、官報公示にかえまして、契約機関のホームページ等で公告は行う予定であります。

また、スケジュール(2)入札書の提出時期を明記しております。

続いて、8ページ目、6項1号、評価方法、及び9ページ目、6項2号、落札者の決定につきまして、加算点項目の評価を取りやめて、必須項目のみの評価としたことから、加算点項目に係る記述を削除しております。また、落札者の決定に当たり、提案書の評価基準の項目の要件をすべて満たしていない者の提出した入札書は無効とする旨明記しております。

続いて、10ページ目、2号の秘密保全について、立入制限区域への什器の組立設置の作業の発生に伴いまして、受託事業者には、保全教育の実施、及び、立入申請等の手続が必要となる旨明記しております。

続いて、17ページ目、別紙第2の品目リストについて、対象期間の変更に伴いまして、予定数量、品目をあわせて見直しております。トナーについては、国立病院機構での入札状況を踏まえ、今回対象外といたしました。さらに、新たな什器の所要の発生に伴い、什器の品目を見直しております。

続いて、46ページ目、提案書・評価基準書について、加算点項目に関する項目を削除し、必須項目としていた項目のみを評価することとしております。

最後に、49ページ目、従来の実施状況に関する情報の開示について、品目の変更に伴い、従来の実施に要した経費及び人員を変更しております。

以上、主要な変更箇所についての説明を終了いたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 本件につきましては、当小委員会として一旦議了したわけですが、その後、財務省との協議の中で、実施要項(案)の見直しが必要になったということで、今回開いたわけです。

結論として、落札者決定の評価については、必須項目にとどめて、加算項目については入れないということになったわけですが、公サ法の枠の中でこれを実施するわけですから、必須項目とはいえ、民間事業者の創意工夫が活かされるような仕組みは、この実施要項の中で活かされるべきだろうと思いますので、必須項目ではありますけれども、そういう趣旨で、適正に中身を精査して、評価をしていただきたい。

それから、将来的には、これが総合評価項目になり得ることはあると思いますので、そういう視点から、実施の段階で、そうした将来的に総合評価方式に移行することもあるという視点での情報収集をお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○加藤専門委員 今おっしゃったことと全く同意見ですけれども、実績の中で、創意工夫がどうい

うふうに実際されていくのかということの情報収集を的確にやっていただきまして、将来的には、それを適切に開示していただいて、将来の総合評価方式に移行する時期になりましたら、適切な形で吸収していただくと。全く同意見でございます。

以上です。

○小林副主査 ありがとうございます。

今お二人の委員からありましたとおり、単純な最低価格ではない、価格の低さだけを争うわけではないので、必須項目につきまして、的確に評価をしていただくことが今後も非常に重要になってくると思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、事務局から確認すべきことがございますか。

○事務局 ございません。

○小林副主査 では、これで、この審議がおおむね終了したものとしまして、小委員会を開催することにはせずに、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○逢見副主査 はい。

○加藤専門委員 よろしくお願ひします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせして、適宜、意見交換をさせていただくことにいたしますので、よろしくお願ひいたします。また、本日質問できなかった事項、確認できなかったことがありましたら、事務局の方にお寄せいただいて、事務局でまとめていただきたいと思います。

また、防衛省におかれましては、本実施要項（案）に沿って、適切に事業を実施していただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

（防衛省退室、農林水産省入室）

○小林副主査 続きまして、「政府所有米穀の販売等業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課塩川課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等について御説明をお願いしたいと思います。

御説明は20分程度でお願いいたします。

○塩川課長 ただいま紹介をいただきました農林水産省の食糧貿易課長の塩川と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、冒頭、私の方から、我が国の主要食糧であります米の売買、それから、備蓄の運営についてお話をいたします。細かい部分については、西村から補足的に御説明申し上げます。

まず、米につきましては、まさに日本人の主食でございます。かつ、農産物として非常に重要な地位を占めていることから、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律がございまして、それに基づきまして、適正かつ円滑な供給を確保するとともに、政府が、国産米また外国産米の買入と売り渡しを行うことが規定をされております。また、生産量は、その年々で増減しますから、主食で

ある米の供給が滞らないように、必要な備蓄を行っております。さらに、MA米を国際約束に従いまして毎年77万トンずつ輸入をしております。それらの業務については、どのようにやっているかというのは、お手元の資料の一番最後に「政府所有米穀の販売等業務の包括的な民間委託について」【冒頭説明資料】がございます。そこを1枚おめくりいただきますと、Iとして「米の売買・管理業務の実施体制の変更」がございます。実は、昨年10月までは、左のように、米を買い上げた後に、備蓄をして、それを販売するまでの間、保管・運送・カビチェック・変形加工というそれぞれの工程がございますが、その都度、国が業者を選定いたしまして、契約をし、それぞれ個別の業務を委託しておりました。

もともと国は企画・立案をするのは主たる仕事だと思っておりますが、こういうような仕組みでは、この現業業務、膨大な契約締結事務、あるいは多数の業者に対する指導・監督が発生して、地方農政事務所が各県にございますが、そこに相当な人数の職員を配置して対応してきたところでございます。

去年の10月以降でございますが、これを民間委託いたしまして、現業的な業務の廃止をいたしました。そして、国の業務を大幅にスリム化して、あわせて、業務についても効率化を図っております。具体的には、右の下のポンチ絵でございます。買入れた米、これは国産米・MA米両方ございますが、これを一定規模の委託単位にまとめた上で、その単位毎に販売までの間に必要な保管・運送などの一連の業務を包括的に民間事業体に委託をする方式に変更をいたしております。実際、3事業体に委託して実施をしているところでございます。

なお、四角のなお書きにございますように、買入れにつきましては、備蓄運営あるいは国家貿易の実施の観点から高度な政策的判断が必要ということから、この部分につきましては、包括委託には含めず、買入れの時期とか、数量については、国自身が決定をし、業務を実施しているところでございます。

以下、細かい部分につきましては、西村から御説明申し上げます。

○西村課長補佐 それでは、内容につきまして、私、食糧貿易課西村でございます。説明をさせていただきます。

まず、今、当課の課長塩川から御説明しましたように、今回の販売等業務の特色ということで若干触れさせていただきますと、国内米につきましては、食糧安全保障の観点から、備蓄ということで、これは、23年度から5年間、買ってから5年間備蓄をし、6年目に売るといような、そういう制度になっております。一方、外国産米につきましては、国内の需給に影響を与えないといような観点から、用途を限定して販売することになっております。ですから、平時、通常年の例えば米が不作等で備蓄を取り崩さなければいけないという場合には、この販売等業務は、大きくその業務の内容が変わってくるという特色を持っております。そのほかに、非常に大量なお米を管理するという業務、それから、販売にあつては、安定供給に軸足を置いて業務を行っていただくといような特色がございます。

このような特色を踏まえ、今回、販売等業務について所々経緯を踏まえ、昨年10月以降民間委託にしたということがございます。本年からは、より公平性・透明性を踏まえた選定を行うために、

この公共サービス改革という中で御審議を賜り選定をしていくこととさせていただきたいということでございます。

では、具体的な内容に入らせていただきます。

まず、実施要項（案）の1ページ目でございます。これは、私ども御説明するまでもなく、趣旨でございますけれども、ここは、公共サービス改革の目的を踏まえて、基本方針に従って定めることを明らかにしております。

続きまして、公共サービスの内容、質に関する事項でございます。1の「公共サービスの実施」で、本業務の委託契約を締結した受託事業体、これは単独の企業もしくは共同企業もでございますし、我々は「受託事業体」と呼ばせていただいております。この受託事業体は、食糧法に基づき、政府がまず買い入れる。これは政府が責任を持って買い入れた後、保管、それから、運送、販売という一連の業務を実施する。ただし、その実施に当たっては、業務仕様書に即して作成した各受託事業体の業務方法書に基づいて実施するということになってございます。

業務の内容につきましては、先ほど塩川から申し上げましたように、保管とか、カビチェックとか、変形加工というような業務でございます。詳細な内容につきましては、別添の仕様書をご覧いただきたいのですが、これをすべて説明するというわけにはいきませんので、かいつまんで説明させていただきますと、仕様書の4ページでございます。これが、受託事業体の最終的な業務の販売でございます。ただ、先ほど申し上げましたように、国産米については5年間の備蓄、有事の際には放出、一方外国産米は、平時の販売等業務については、外国産米の販売が中心になるということでございます。国は、お米の安定供給の責任を持っていることもございまして、外国産米の販売にあっても、そこは年間の販売計画、これは4ページの第2の1でございますが、年間販売計画を受託事業体から提出を求め、それを確認し、承認し、安定供給を図っていくということをしておるところでございます。

若干飛ばさせていただきますが、仕様書の9ページでございます。仕様書の9ページにございますのは、販売前に当たって、販売に伴って行う作業でございます。これは、販売前に、確実に、安全な米穀であることを確認した上で、適正に流通させるという観点から、カビ確認とか、カビ毒検査を確実にを行うということ。そして、その内容を具体的に定めています。また、12ページからは、品質管理や廃棄処理についても、詳細に規定し、受託事業体に確実にその実施を求めているというものでございます。

多少長くなりましたけれども、実施要項（案）戻っていただきまして、1ページ目の一番下、3の「本業務の質に関する事項」でございます。まさしく、このところで、先ほど申し上げましたように、従来、国が実施していた本業務を民間事業者が実施することになりますので、その質については、安全の確保、適正な流通の確保、備蓄の適正な運営の確保という点につきまして、業務の質として設定をしているところでございます。若干補足しますと、①と②の安全性の確保、適正な流通の確保につきましては、既に御存知のとおり、平成20年に発生した事故米の不適正流通の問題の反省に立ち、二度とこのような事故米を市場に流通させないこともあって規定しておるところでございます。また、③の備蓄の適正な運営の確保という点でございますが、これは、まだ記憶に新

しいかと思いますが、平成5年に未曾有の不作が発生し、作況は74でございました、そのときは国内でも非常に米不足、パニック状態にあったということでございますが、そのような状況にかんがみ、備蓄の重要性にかんがみ、食糧法に制度的に備蓄を位置づけたというところがございます、本業務を実施する上で最低限な内容を設定したということでございます。

また、本業務においては、全国津々浦々の買受資格者に対して安定的に米穀を供給することを旨としておりますので、例えば効率的な保管場所と需要とのマッチングとか、先ほど御説明申し上げましたように、カビチェックの効率的手法による経費の節減に努めるなど、民間事業者が創意工夫を行っていただけるよう規定をしているというところでございます。

続きまして、2ページの4でございます。「委託費の支払方法」につきまして、説明させていただきます。委託費の支払でございますが、本業務の委託費につきましては、販売した月毎の政府所有米穀の数量に入札金額を乗じて支払う販売手数料、それから、契約書で定める金額に基づいて支払う物品管理手数料及び保管料、それから、運送経費、販売に伴う作業に係る経費を支払うことにしています。この委託費の請求については、月毎にとりまとめて受託事業者が国に請求することになります。その事業実施期間中に国が行う監査とか検査によって、適正に業務が実施されていることが明らかになったものについて、その請求書を受理し、30日以内に支払うと。一方、当然ながら、適正に実施されていないということになれば、その請求書は受理しないということでございます。

続きまして、3ページでございます。第2の「実施期間に関する事項」でございます。これは、国内産米の備蓄期間が、5年間備蓄をし、その次の年に販売するという今度の棚上げ備蓄の制度を勘案して、平成23年10月1日から平成29年3月31日までということで設定しているところでございます。

次に、第3の「入札参加資格に関する事項」でございます。これは、単独で入札参加される方と、共同企業体の方と若干分かれてございます。当然ながら、共同企業体であれば、共同企業体なり、協定なり、そういうものを結んでいただいて提出いただくこととなります。

続きまして、5ページでございます。「入札に参加する者の募集に関する事項」でございます。この中で、スケジュールを若干ペンディングしておるのですけれども、これは複数の受託事業者を選定するという観点から、現在、財務省で法律改正、特別会計に関する法律施行令の改正作業を行っていただいているところでございまして、それを待って進めていくこととなりますので、そのような表記であることにつきまして、御理解のほどお願いいたします。

2の「入札実施手続」でございますが、提出書類については、入札書、企画書、その他審査に必要な書類でございます。

6ページの(2)「企画書の内容」につきましては、入札参加者の有無、参加資格があるか・なしかの評価に必要な書類を出していただく。(3)で「その他審査に必要な書類」も、入札参加のある・なしの評価に必要なものということで記載をしておるところでございます。

落札者の決定に関する事項については、7ページの第5で明らかにしておるところでございます。特別会計に関する法律施行令の「○項」と記載しておりますが、これは先ほどと同様、複数の落札者、いわゆる独占を許さない、独占企業ではなかなか安定供給は図れないこともあって、そのよう

な形にしております。「入札参加資格の有無の評価」については、提出された企画書の内容、入札書類により、入札参加資格を満たしていることを確認することとしています。ただし、1つでも満たしていない場合は失格ということにしておるところでございます。(2)の「留意事項」として、複数落札制のときの特有の記載事項として、その規定をしておるところでございます。

次に、9ページに「本業務に係る米穀の決定」の方法を記載しているところでございますが、これは、先ほど申し上げましたように、国内産米は備蓄ということで、事前に各受託事業体が、どの程度、どの時期に売ることが決定できませんので、自ら判断ができない、させないというのが正しいのかもしれませんが、そういう意味から外国産米の取扱手数料を提出していただくことになっております。

次に、第6の情報開示に関する事項でございます。これは別添2でございます。他の事例とは異なる部分があるのかもしれませんが、ここでは、従来の実施状況はどういうものかということをお聞きいただかなくていいかということで、我々としても腐心したところでございます。昨年の10月からこの業務を委託しておるわけございまして、そういうことからすると、20年、21年の業務量をお示しさせていただいておるところでございます。

若干飛ばさせていただきます。次に10ページでございますが、第8、民間事業者が講ずべき措置に関する事項、15ページの損害賠償に関する事項、16ページの評価に関する事項等々につきまして、通常、他省庁の民間競争入札の実施要項にも共通して記載されておりますので、割愛させていただきます、他省庁の事例と変更のある部分について説明させていただきます。

これは、16ページの第10の評価に関する事項でございますが、実施状況の調査については、通常であれば、事業が終了する1年前に調査、今回の役務の調達であれば28年になるわけですが、この販売等業務につきましては、毎年、国が買い入れるものにつきまして委託をすることになっておりますので、その毎年度受託事業体の選定を行う前の年、ですから、毎年度3月末までに随時調査を行うということでございます。

非常に雑駁かつ駆け足で御説明してまいりましたけれども、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 業務が、販売・保管・運送、それから、カビ等の検査とかあるわけですが、質は、2ページで言うと、適正な流通の確保とか、備蓄の適正な運営の確保とかということで、「適正な」という部分が、あんまり定量的でないためによくイメージできない。何をすれば適正な確保をしたことになるのかというのが、そこはこういう数量化とか、定量化とか、そういうことはできないものなのでしょうか。

○塩川課長 御指摘の点を我々も考えてみました。2ページの(1)の①に「政府所有米穀の安全の確保」があります。これをよく見ていただきますと、「販売前にカビの有無のチェック及びカビ毒分析を行うことによって、食品衛生法等の基準に適合する米穀を販売する」ということですから、我々とすれば、まさにこの基準に適合しないようなものを販売してはいけません。これはまさにゼロかど

うということ、適合しないものは販売しないというのは、ある意味では定量的だと思うのです。それはやってはいけないということだと思っています。

②につきましても、「適正な流通の確保」は、まさに法令を遵守するか、しないか。そして、ちゃんと確実に流通または販売業務をするか、しないかということだと思っています。

なお、③につきましては、若干御指摘のとおりで、備蓄の量が明確にならないものですから、定性的だという御指摘は当たっていると思います。ただ、備蓄は放出すれば減るものですし、そのときの需給事情によって変わるものですから、これだけで備蓄量を確保しろというものをなかなか示しにくいのかなということ、ここは、しっかりそういう体制を整えておく必要があります。何かあったときに、国民に対して安定供給できるような体制づくりですというところで、若干定性的ではありますが、ほかの①②は、どちらかというと、我々は定性的ではなく、定量的だと思っています。

○逢見副主査 2ページの③の備蓄のところですけども、「農林水産省からの指示を踏まえ」は、どういうときにどういう指示が出てくるのですか。

○塩川課長 平成5年に大不作がありました。そのときには、当然、国内に必要な米がないわけです。備蓄米を取り崩さなければいけない。そのときに、これだけの量をいつ、どうやって取り崩しなさいということ、我々は指示をして、その指示に従って受託事業者が業務をする。その業務ができる体制づくりをする。何かあったときに「できません」では困りますということでございます。

○逢見副主査 そこを何かもうちょっと。国内における米が不足した場合にというのは、何かその手順みたいな、こうなったときにはこうなるみたいな、危機管理マニュアルと申しますか、そういうようなものはあるのですかね。つまり、民間事業者がこれを受託して、いつ、どういう状態になったときに備蓄を放出しろという指示が出るのかというのがもうちょっと明らかになった方がいいのではないかと思います。

○塩川課長 今日、御説明時間がなかったものですから、詳しく申し上げてなかったのですが、実は、今までの備蓄と23年度の備蓄は大きく変わっています。今までは、備蓄をしつつ、それを2年ないし3年に1回回転をさせて市場に売っていくという方式をしておりましたが、23年度からは、それを棚上げということで、5年間棚上げしておいて、不測の事態がなければ、それをえさにするという形にしようということをやっております。したがって、今までの回転備蓄で我々もずっと長年やってきていますから、これを棚上げ備蓄に変わったことによって、委員御指摘のように、どういう状態のときに、どういうふうに放出するかというのは、23年度始まったばかりですが、これは審議会、食糧部会で御審議をいただいて、マニュアルになるかどうかはわかりませんが、そういう仕組みは、それをルール化しようと思っています。

○逢見副主査 次に、入札参加資格のところがありますが、これだけ読んでみると、非常に一般的な入札参加資格になって、そのノウハウですね。例えば保管のノウハウとか、運送のノウハウとか、あるいは販売能力とか、あるいは、まさにコンプライアンス実施体制とか、そういうものが入札参加資格の中で要求されることは必要ないのでしょうか。

○西村課長補佐 今、御質問のあったところは、そのノウハウとかいうのをどういうふうに見定め



ていくのかという基準というか、どういうふうに見るのかというふうな御質問として理解したのですけれども。

○逢見副主査 はい。

○西村課長補佐 要は、国から受託を受けて、管理をする。管理をする場合には、当然ながら、受託事業体が、冒頭申しましたように、非常に大量なものを、販売という行為と保管という行為と運送という行為をやるわけでございます。1社で、もしくは共同事業体だとしても、その事業体だけですべてが網羅的にできるという業務ではございません。ですから、そういう場合には、みずからやる部分は、今年の22年度の受託事業体の中でも、流通業界、倉庫を有している者もございませけれども、外部の部分が多ございます。ですから、そういうふうなときには、例えば国土交通省の認定を受けた倉庫に、保管業者にその保管を委託しているとか、そういうふうな管理に対してどのような体制でやっていくのかということを明確にさせていただくと。それを企画書の方に記述させていただくことを想定しております。

また、全国の需要に応じた販売力とかという部分につきましては、まさしく安定供給という部分と、それから、不測の事態、備蓄を供給するということに大きく関連しております。先ほど触れました全国津々浦々にその買受け資格者がおられますから、それは販売拠点なり、販売網なりをきちんと張りめぐらせている、そういうふうなものを企画書及び資料でお示しいただくことによってその確認をしているということでございます。

○逢見副主査 それが、様式1の企画書のところですね。

○西村課長補佐 はい。

○逢見副主査 様式1の計画、本当にこれが評価されるのかなというのが。

○西村課長補佐 地域限定であってはならないということ。例えば北海道・東北地区であれば、こういうところに支店なり拠点を設けて、そこのエリアを受け持つ担当はちゃんといいますと。一方で、九州なりそういうところについては、九州支店があつて、そこで供給体制をしっかり組んでいます。22年の事例でもあったのですけれども、中部地区だけとか、そういうところだけは拠点も全くなくて、販売はそこにはできませんというような企画書というか資料も提出されました。そういう場合には「あなたはそこの場所では供給能力がないということですね」ということと同じということで、その資格を有していないという判断をしておる事例があります。

○逢見副主査 今言われたことをもう少し明確化できないのですか。その要求水準として、販売体制、例えばネットワークを持っているかというのを。これはただネットワークと計画を記載しろというだけなんですね。何を求めているかがよくわからないというところがあつて、ただ書きなさいということなんですけど、どういうことを発注する側として求めているのかというのが、もうちょっと何か明らかになった方がいいのではないかと思います。

○西村課長補佐 わかりました。そこは、どういう表現の仕方ができるかということにつきましては考えさせていただきます。

○小林副主査 今の関連で言うと、販売に重点が置かれているとは思うのですけれども、保管と運送と安全性確保と変形加工はすごく関係していると思うんですね。プロセスになっていると思うの

ですね。だから、きちんとした保管をして、それで、お米をちゃんとした状態で流通させるということが重要なのだとすると、そのところの質の確保と効率性の確保をターゲットにした方がよろしいような気がするのですよ。

というのは、つまり、国土交通省が認めたこういう倉庫、保管業者さんでこういう保管をしますと。高くても、それはいい質のものがあるんだったら、それは構わないというので、今のところ、販売価格、手数料で競争をさせていますから、その部分は見ないのですね。だけど、業務としては、今、逢見副主査がおっしゃったとおり、トータルでこういうプロセスができる業者、それで、安定供給、流通が確保できる業者を選定することになっていますね。だから、この販売等業務企画書の中で、応札してくる人たちは、何をメインにしてこれをつくればいいのかというポイントが絞りにくいのではないかと思うのですね。だから、それぞれに求めるサービス水準があって、それが結局安定供給、流通に貢献しているということになってくるのだらうと思うので、そこはもうちょっと工夫した方がよろしいのではないか。明確に求めているところを書かれた方がよろしいのではないかと思います。

○西村課長補佐 そのところ、表記の仕方はございます。ただ、私どもは、その部分につきまして御回答とするならば、仕様書の部分で、販売等業務の委託、例えば仕様書の2ページ、先ほど申し上げた国交省の指定倉庫であるとかそういうふうな話につきましては、販売等の委託ということで、こういうふうなところで確実にやってくださいというようなものをすべて網羅的に書かせていただいているところではございまして、こういうふうなところで委託をしなくてはいけないんだということを明確にした上で、そのノウハウとか、販売網とか、そういうふうな仕様書も含めて企画書を作成していただくというふうに考えているところでございます。

○塩川課長 いずれにしても、今、お二人の先生から御指摘いただいたことについては、どこまでできるのか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○加藤専門委員 私からは1点よろしいですか。今議論の対象になっています様式2で、例えば米の販売あるいは保管・運送と、これは一つのコングロマリットと申しますか、例えば一つの商社とか、100%子会社等を使って運送業務をさせる。子会社で運送会社あるいは倉庫業者を持たれていると思うのですね。あるいは、検査業務等も。例えばそういう形で一つの企業集団として一貫してこれらの業務が行うことができる場合にありましては、それは一つの評価の対象として、プラス何点かはつくものなのかどうか。実際のところどうなのかということと、それはどこかに明記されているのかどうかと、そこら辺について確認をさせていただきます。

○西村課長補佐 私どもが求めておりますのは、逆に、1社がトータルでできる、子会社も含めてできるということが、すなわちその評価というか、水準が高い業者なのかどうかという意味からすると、逆に、そういう面ではなくて、いかにカビが発生しないとか、確実に販売前にカビのチェックができるとか、そういうところを水準として、基準として見させていただいているところではございまして。逆に、先生がおっしゃるとおり、そういうふうな一連の会社がやった方が、指示系統がはっきりしていて、非常に優良ではないかというふうな御示唆だと理解しておるのですけれども、そうなりますと、大量でございまして、なかなかそういう企業はいないということと、結果

的に、我々は適正な保管・管理がされておることが最も大事なんだと。そのところであまり評価を上げることになってきますと、なかなかそういう業者がないものなので、それ以外のところは、逆に参加しづらくなるのではないかというところもあって、最終的には、きちんとした安全な米穀を安定供給というところでとどめているというのがこのつくりでございます。

○加藤専門委員 一般的に考えますと、これは私の私見ですけども、コントロールがよく効いた100%子会社を使いながら、全体として一貫した作業を行っていただくというのは、統制も効いて、先ほどガバナンスのお話もありましたが、ガバナンスも効いて、業務の効率化も図れて、指示・命令系統が明確になされる、今おっしゃったとおり。というふうに私は考えるのですが、それはむしろ評価のプラスとして考えてあげてもいいのではないのかなということについても、やはり議論をすべきだと思うのですね。それはいいか、悪いかは、結論はお任せいたしますけれども、一つの検討対象としてもいいのではないかなと私は考えます。

○西村課長補佐 ありがとうございます。その部分は是非検討というか、基本的に企画書の中で、当該事業体、参加する者が、我が社は何万トンを受託した上で。先ほど説明がちょっと悪かったのですが、自社内ですべてが完結するんですということになれば、それはこういう指示系統で一貫したマニュアルがあってということになれば、それは当然入札参加の基準を大きく上回っているという企画書になるわけございまして。その点は、我々としても当然ながら、御指摘のとおり評価させていただいています。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

もう一点よろしいですか。別添2の情報の開示ですけども、この中の2ページ目で、人件費とか物件費等の従来の実施に要した経費が年度毎に推移が記載されていますが、例えばこれの人数とか、工程といいますか作業の内容毎に人数どのくらい、何人日かかって、1人当たりの単価はどうなったのかというような、そういう入札参加者が計算しやすいような、見積りを立てやすいような詳細な資料はどこかに添付されているのかどうか。及び、添付されてないとすれば、その必要性について意見を聞かせてください。

○西村課長補佐 実は、先ほど明確に御説明しなかった点があったので外しておるところなんです、実は、民間に業務を委託するのが22年10月からございまして。そういう意味からすると、ここにある人件費・物件費等々につきましては、まさしく国が行っていた時期のものを記述させていただいているところでございます。そういう意味では、個別に、この段階で、だれが何人というような仕分けができなかったもので。これはどういうふうな情報の開示をすることによって、参加者の皆様方が見積りを出しやすいかということ随分悩んだところでございますが、まさしく1年間を通してやっているのは、国がやっている時期しかございませんでしたので、このような数字になっております。ですから、別添2の1ページ目で、おおよそこういうふうなボリューム感のある業務がありますということで、何とか応札される方々が見積もれる、状況が把握できるという資料として出させていただくということを考えたところでございます。

○塩川課長 いずれにしろ、御指摘のように、それぞれごとにどういう人数がどのぐらいの経費がかかったかという細かいのはちょっとないということでございます。すみません。

○逢見副主査 2 ページの 4 の(2)「委託費」の②で、「物品管理手数料及び保管、運送、販売に伴う作業等に係る経費については、政府所有米穀の販売等業務委託契約書付録に定める金額を支払う」はどのようなことを意味しているのですか。

○塩川課長 委託費の①の方は、まさに入札をしている金額にその販売量ですから、ここは競争させられるところなんです。②の方は、「契約書付録に定める金額」というのは、額が決まっているという意味です。

なぜそうなのかということなんですが、まさに保管というのは、どこにどの期間保管するかということによって変わってきますし、運送もどの距離をどのぐらいの数量を運送するかで変わってくるので、これを競争するなら、一定の前提条件を置かなくてはいけないのですが、その置き方がなかなか難しい。ある企業はこれをすごく小さく見積り、ある企業は大きく見積もるということになる、これは適正な競争にならないと思ったわけです。販売手数料の方は、自分たちがどう努力すればいいかということなのでいいのですけれども、これはまさに、与えられた仕事がどうなるかということに左右されるものですから、ここを競争の対象にしにくいということで、額を固定してやりたい。実は、10月のときもそういうふうに行っているところでございます。

○逢見副主査 別添 2 であるように、過去の経費を見ると、物件費などは変動しているわけですね。それから、冒頭の説明で、例えば国交省が定める基準の倉庫を使うというようなことが評価の対象になるとかということと、こういう委託費のこの部分が定額だというのが、民間受託業者は、要するに、定額しか来ないのであれば、質をどう見てもらえるのかということが、委託費等の支払から言うときよくわからないところなんです。

○塩川課長 この物件費のところが変わっているのは、まさにそれは数量と場所によって違うということなんです。国土交通省に届けている倉庫も地域によって金額が異なるわけですから、どの地域にどのぐらいのものを保管しなくてはいけないかというのは、あらかじめ想定し得ないものです。どの期間保管するかわからないものですから、そこはなかなか競争の対象にするのは適切ではないのではないかと考えているところでございます。

○小林副主査 保管場所は、そのときに指定するということですか。

○西村課長補佐 いえいえ、保管場所は指定しません。ただ、どういうふうなスペックの倉庫に保管していただくかということをお先ほど御説明しましたように、仕様書の方に書かせていただいております。

とりわけ保管料とか運送とか、冒頭御説明させていただきましたように、今まで長い期間国が個別に委託していることもあって、おおむねの金額はわかりまして、これを競争に逆に付すとなれば、安い価格で保管役務を調達しようということになってくると、逆に、保管業者の経営とかそういうものにも悪影響を及ぼすこともあって、今までの国の経験、それから、委託する際の受け側の保管倉庫の状況等も勘案して、定量的なある一定の基準をもって入札できないことも含めて、付録の方で定額ということにさせていただいているところでございます。

○小林副主査 今までの実績として、何年度には何トンのお米がどこからどういうふうに流通していったかという情報は、出せるのですか。

○西村課長補佐 どの倉庫からどこまで出したかというのは、情報としては可能でございます。  
○小林副主査 普通にビジネスで考えると、販売業務だけにお金がかかるわけではなくて、在庫をどのぐらい持っているとか、サプライチェーンの話だと、それは全部プロセスでつながっているのですね。だから、今までのこの米穀の流通業務は、よくわかりませんが、例えば何十万トンのお米が、この地域からこういう変形加工されて何トン出されましたとか、そういう情報があると、業務の組立方というのが一般業者にとってはわかりやすく、別添2の従来の実施状況に関する情報の開示は、何が参考になるといったら、今、受託事業体が3事業体いて、契約金額は幾らだということぐらいしか参考にならないのではないかと思います。だけど、今まで備蓄と流通はこういう仕組みで、過去のトレンドでは、こんなふうは何十万トンどこからどういうふうに通じていたという情報があれば、業務の全体像が入札参加している人たちにわかるのではないかと思います。それはどうなんですか。

○塩川課長 おっしゃるところは本当にそうだと思うのです。ただ、現実的にできるかと申しますと、倉庫の数だけで何百とあるわけで、そこからどこへ行ったか、また、その先もたくさんあるわけで、それを全部網羅的にやるとすれば、それこそ電話帳以上のものになるのだと思います。ですので、我々は、できるだけイメージがわかりやすいようにということで、保管場所はどのぐらいあったとか、運送は年間何件ぐらいあったとか、カビチェックは何トンぐらいやっているとか、変形加工の工場は何か所あるので、ここへ委託をするんだなというようなことがわかる感じで、ぎりぎりこのぐらいかなと思っています。今の御指摘は確かにイメージしやすいのですが、それをやるとなると、我々の業務も物すごいことになって、それが出てきたものをどう読みこなすかというのなかなか難しいと思うので、あればいい情報だとは思いますが、なかなか技術的にも、物理的にも難しいのではないかと思います。

○小林副主査 倉庫契約件数は書いてありますけれども、保管していたのは何十万トンだというのはわかるのですよね。

○塩川課長 それはわかります。

○小林副主査 その中で、販売は何十万トンだったというのはここでわかるわけだから。

○塩川課長 それは1年を通してということですか。

○小林副主査 そうです。

○塩川課長 つまり、国全体として、何月時点でどのぐらいあってとか、年間どれぐらい販売されたかというのはできますけれども、どの倉庫からどこに行ったかというのだと。

○小林副主査 詳細な情報が、例えばこの参加してくる人たちが自分のところのビジネスの状態から見て、これが十分な安定流通できるような参加資格があるかということがわかるかどうかといったところで、御質問というか、いろいろ情報提供を求められればいいと思うのですよ。だけど、倉庫の契約件数が1,000件ありますと言っても、1,000件というのはどのぐらいのボリュームで1,000件に備蓄されていたのかというのはないじゃないですか。その中で、販売数量はこれだけですよと言っていると、私は別に流通業者ではないのでわかりませんが。

○塩川課長 どこまで出せるか、もうちょっと工夫をさせていただきたいと思います。

○小林副主査 ついでに言うと、カビチェックが、カビ異物発見数量が290トンだったり、831トンだったりというのは、これはあんまり関係ないのですか。つまり、チェックをすればいいということで、保管状況がよければいいということとカビが発生するということと何らかの相関があると思うのですが、カビが831トンだったときと290トンと、備蓄の期間によるかもしれませんが、これは質として設定することにもならないという理解でいいのですか。

○塩川課長 今、日本は、外国産であれば、アメリカ、中国、タイから輸入しておりますけれども、そのどこの米が来ているかということと、おっしゃったように、どこにどの期間保管をしているかによって、カビ状異物が出るか出ないかということが出てくるので、それは目標的なことにはなかなかしづらいのかなと思います。

○加藤専門委員 先ほどのお話に関連しまして、別添2の3ページ目ですが、どこまで情報開示を詳細にしたらいいのかという、そういうテーマについての補足ですけれども、従来の実施に要した人員で、例えばこれは販売・保管・運送・カビ検査等、すべての作業にかかった人員と理解してよろしいでしょうか。

○塩川課長 最初に私が御説明した資料にあるとおり、別に国の役人が、保管とか運送とかカビチェック、あるいは変形加工をやっているわけではなくて、それをそれぞれの業者に委託する、その契約業務をやっているわけでありまして、だから、そこはちょっとそうはならないわけでございます。

○加藤専門委員 わかりました。

そうしますと、これは工程別に、作業種類別に、どのぐらい人員がかかったとか、そういうことは開示する必要は特にはないでしょうか。

○塩川課長 委託先の話でございますか。

○加藤専門委員 そうです。今までにかかった、例えば保管業務、あるいは運送業務等で、どのぐらいの人員が、どういう作業にどのぐらいかかったのかというようなことの開示ですね。

○塩川課長 それは、国が委託をするときの委託の人の話なのか、それとも、委託された業者の話、どちらでございますか。

○加藤専門委員 両方ともですね。

○塩川課長 まず、前者の方は、これをやるとなると、また、過去にさかのぼって何人という数字はないですから、なかなか難しいかなと思います。それから、委託先については、これはそれぞれ過去にさかのぼって、それぞれ業者で何人使っていたのかということを開き取らなくてはいけないので、これもなかなか難しいかなと思います。

○小林副主査 参加資格要件というところで、そのチェックのところ、今いろいろ御意見が出たとおり、いろいろ評価しなければいけないところはあると思うのです。保管能力とか、運送もそうかもしれませんが、そういう評価しなければいけないところはあると思うんですよ。それを評価した上で、販売手数料で競争をさせるという仕組みであれば、質のいい備蓄をした結果としての効果的・効率的な流通というところが一連で評価できているということになると思うのです。ただ、今、販売手数料だけで競争をさせることになってしまうと、ある意味非常に乱暴な話で、そ

ここで国民にとって何がよいことなのかというのがよくわからないと思うのですよ。だから、参加要件のところ、応札してきた業者さんがどういう能力があるのかということをチェックした上で、手数料の競争をさせるという仕組みが必要で、そこが明確になれば、様式で書かせることも明確になるのではないかと。そこで何を評価するのかということがわかると思うのですけれども、いかがですか。

○西村課長補佐 確認させていただきますと、今、先生に御指摘いただきましたのは、参加資格を、今の書きぶりだと、項目が立てられているだけであって、そこで何を求めているのかということを書き記述した上で、そういうふうな参加資格を有している者で、販売手数料で競争をするということの御指摘というふうに私理解させていただいたのですが、そういうことですか。

○小林副主査 その入口のところ、絞ってしまうということではなくて、参加資格はあると思うのですよ。それから、この企画書も書くわけじゃないですか。そのところで、企画書を何で評価するかというその尺度が今のところ不明確だったと思うのですね。お聞きしていると、保管とか、業務のプロセスに応じた求められるサービス水準があると思いますので、そのところを、この企画書で評価をする。その上で、手数料で競争するというにすれば、非常にサービス水準も確保された上で、手数料で競争をしているという整理になるのではないかと。と思うのです。

○西村課長補佐 わかりました。先生がおっしゃっていることにつきまして、私も理解いたしました。企画書に何を書かせ、どういうふうな基準なんだということをはっきりと明かにしていかなければ、応札する者もわからないし、評価基準も明らかでないということでございますね。わかりました。その表現ぶりについて、ちょっと整理させていただきます。

○逢見副主査 今までの説明をお聞きしていると、要求している水準が多分あるのだと思うのです。例えば販売については、ちゃんと全国に販売できるネットワークを持っているとか、それから、保管については、ちゃんと国が指定した倉庫を確保できているとか、それから、配送がちゃんとできる能力を持っているとかということがあると思いますので、企画書にこういうことをちゃんと書いてくださいということがもうちょっと明確になれば、判断もしやすくなるのだらうと思います。

○塩川課長 その辺、ちょっと考えさせてください。

○小林副主査 それでは、今日の審議はここまでとしたいのですけれども、今いろいろ意見が出ましたので、事務局と調整していただいて、求めるサービス水準をどのぐらい明確にすることができるかを含めて検討をしていただきたいと思います。

これはパブコメがあるのですか。

○事務局 パブリックコメントに入らせていただいて、御指摘いただいた点も含めて、次の審議に向け検討していただきたいと思います。

○小林副主査 今言った検討いただく部分もありますが、パブコメしてもらってもいいのですかね。

○逢見副主査 パブコメの前に、もう一回今言ったような要件を。

○事務局 確認いたしますか。

○小林副主査 その方がいいですよ。

今、農水省さんの方でも、私たち委員の言っていることを御理解になったということでしたので、

事務局とどのくらいまで書き込めるかということ調整していただいたのを、こちらにまたフィードバックいただいて、なるべく早急に詰めていただいた上でパブコメしていただいた方がよろしいと思います。

○事務局 わかりました。

○小林副主査 では、そのような手続でお願いしたいと思いますので、そう調整していただいた上でパブコメにかけていただいて、それで、次回の審議で議了するというような方向で進めたいと思いますので、農林水産省におかれましては、よろしく御検討をお願いしたいと思います。